



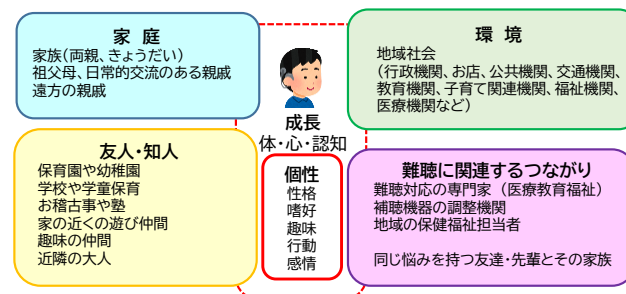
## 難聴児を地域で支えるヒント うさぎクラブ3周年記念講演

2023年3月5日

うさぎクラブ 言語聴覚士 氏田直子

1

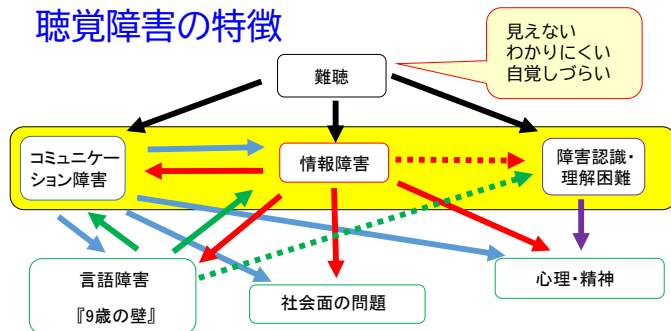
## 難聴児の地域の日常生活におけるつながり



日常暮らしている地域で  
難聴児が暮らしやすくなる  
ために必要なことは？

2

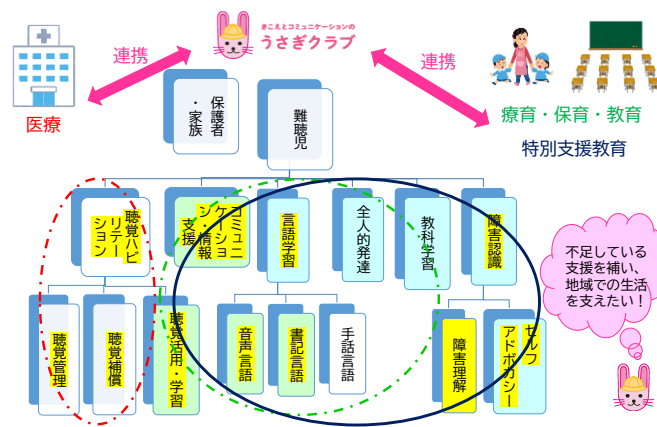
## 聴覚障害の特徴



早期からの情報障害やコミュニケーション障害に対応していくことで、  
言語障害や社会面や心理・精神の問題を予防・軽減すること、  
家族や本人の障害理解、周囲の障害理解に基づく合理的配慮が重要。

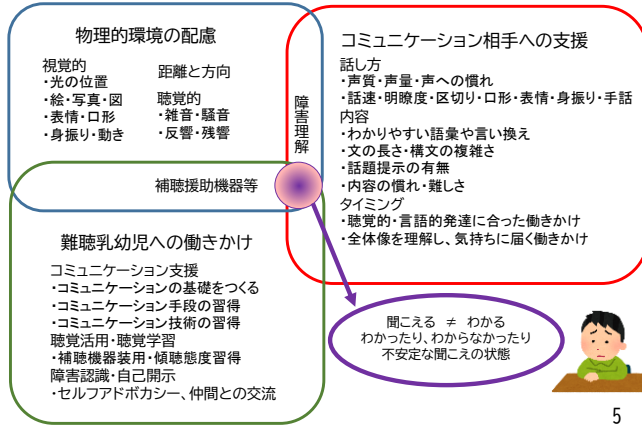
3

## 難聴児への直接的支援 (うさぎクラブ)

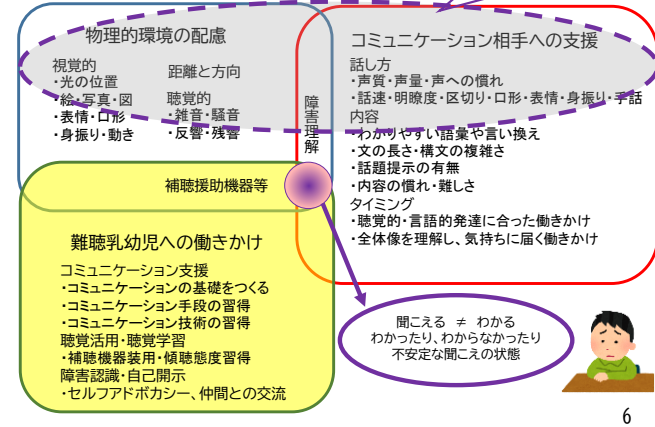


4

## 難聴児への支援



## 難聴児への支援



## 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション 施策推進法 令和4年5月施行

### <正式名称>

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

### <目的>

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要で、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に進めて、共生社会の実現に役立てる

目に見えない  
情報やコミュニケーションの  
障害への対応を明記

7

基本理念：障害者による情報の取得利用・意思疎通に重要な項目

- ① **障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする**
- ② 日常生活・社会生活の**地域にかかわらず、等しく**情報取得等ができるようにする
- ③ **障害者でない者**と同一内容の情報を同一時点で、取得できるようにする
- ④ **高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用**を通じて行う（デジタル社会）

障害者側もデジタル  
社会に対応する  
必要がある。

障害者・介助者がこれらの機器  
等の利用方法を習得できるよう、  
障害者の**居宅支援、講習会の実施**、  
障害者・介助者からの**相談**  
への対応に取り組む。

8

- ・国は、基本理念に基づき施策を総合的に作り、実施する責任がある。
- ・地方公共団体はその地域の実情を考慮して、これに関する施策を作り、実施する責任がある。

※障害者でない者にも役立つことを認識しつつ行う。

→ ユニバーサルデザインの考え方

- ・国・地方公共団体・民間企業（事業者）その他の関係者は、この施策が効率的で効果的に進むよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。（努力義務）
- ・国・地方公共団体は、この施策を検討する際に、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

障害者側や関係者の意見を尊重する努力義務がある

9

- ・事業者は、その事業活動を行う際に、障害者が必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう努めるとともに、国・地方公共団体が実施するこの施策に協力するよう努めなければならない。（努力義務）

- ・国民は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性について関心と理解を深めるよう努めるものとする。

国民全体にも関心や理解を深める努力を求めている

国・地方公共団体は、国民の関心と理解を深めるよう、障害者による情報取得等に役立つ機器等の有用性、障害者による円滑な意思疎通において意思疎通支援者が果たす役割等について、広報活動及び啓発活動の充実などの施策を作る。

10

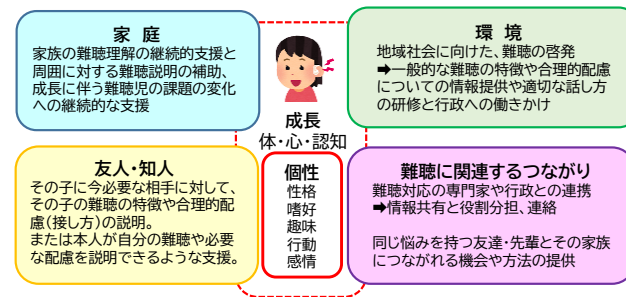
基本的施策(11条~16条)

- |  |   |
|--|---|
| <p>(1) 障害者による情報取得等に資する機器等(11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援</li> <li>② 利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援</li> <li>③ 関係者による「協議の場」の設置 など</li> </ul> | <p>(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)</p> <p>国・地方公共団体について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談対応に当たったの配慮</li> <li>② 障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮</li> </ul> |
| <p>(2) 防災・防犯及び緊急の通報(12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進</li> <li>② 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など</li> </ul>   | <p>(5) 国民の関心・理解の増進(15条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など</li> </ul>         |
| <p>(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上</li> <li>② 事業者の取組への支援 など</li> </ul>   | <p>(6) 調査研究の推進等(16条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及</li> </ul>   |

出典：内閣府ホームページ（部分）  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku.html>

11

難聴児の地域生活を支えるために



難聴児と家族を孤立させない！  
 仲間はあるし、問題解決の方法がいろいろあることを、連携して伝えましょう。

12